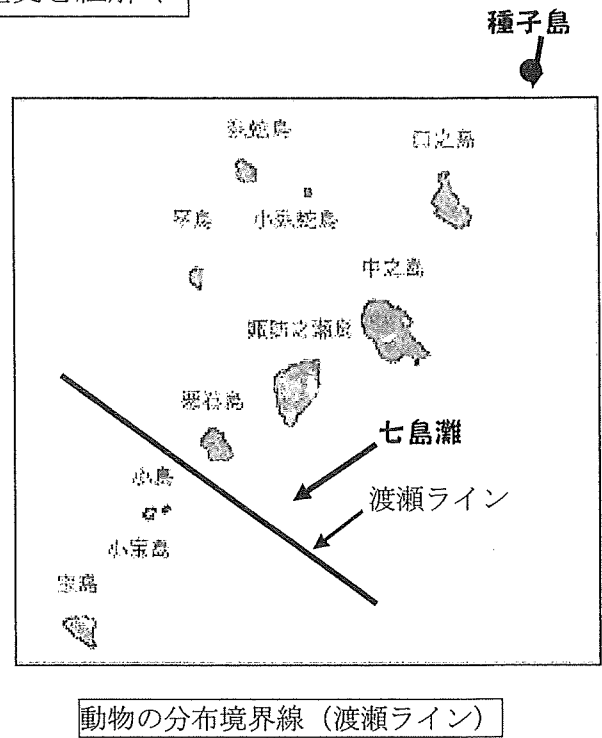
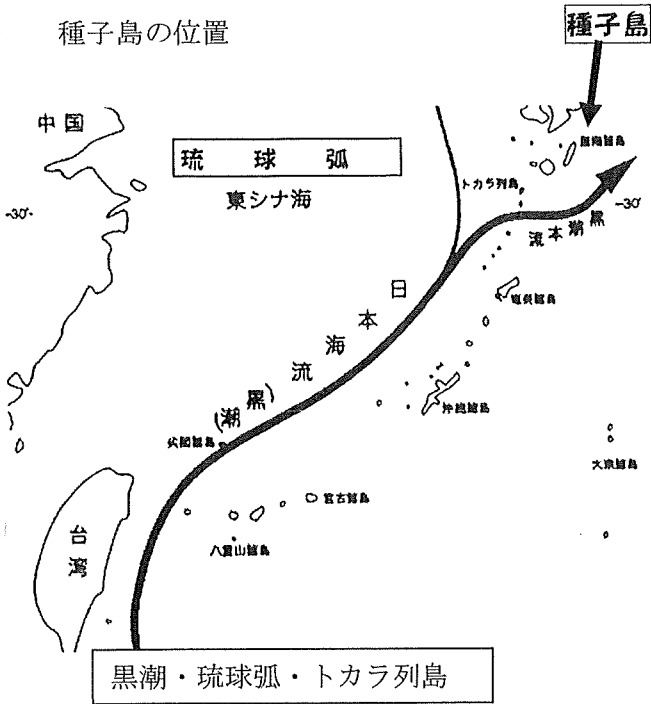


種子島の海難事故から歴史を紐解く

一 種子島の位置



二 江戸時代の抜け荷

① 抜け荷

唐物の抜荷は、江戸時代に幕府の禁令を破って行われた密貿易である。公儀の御禁制であった。

主に日本に来航したオランダ人や中国人を相手に行われ、寛永年間以後、日本の貿易は長崎に限定され、その後、相手国は中国、オランダとされ、渡来船の数、貿易額などは制限された。

徳川吉宗の時代には漢訳洋書の輸入規制が緩和され、キリスト教に無関係であれば、承認されていた。オランダとの貿易では書物そのものの輸入が禁止されていたと思われる。

薩摩にあつては別に菜種、特にブクリョウ、山帰来 (サンキライ)、菘蓐 (ガゼツ)、海人 (マクリ) 等は、藩の専売品として厳重に取り扱われた。

○種子島家は、古くからの事として、寛政二年 (1790) 三月、薬草その他御用木外の材木等についても他国交易を承認されていた。

② 法を犯して、菘蓐の密売を行った事例

○ 寛政四年 (1792) 六月、菘蓐密売で摘発され処分を受けた者

① 高奉行長野良左衛門 (寺入5年)、大山善兵衛 (士を廃して寺入5年)、河野嘉之治 (寺入18ヶ月)

○ 鹿兒島に菘蓐を交易して過料、銭21貫を納めた島間浦の松兵衛、その水手藤五郎、庄之丞も過料として、銭五百貫文を納める

○ 菘蓐締方横目も職務怠慢として逼塞21日。国禁を犯したことで、厳しく処置された。

○ 文化八年 (1811) 四月八日、法を犯して菘蓐を商った者の摘発があり、それぞれに処罰された。

この摘発には、足軽・郷士の者多く、十名の姓名が記され、その範囲は野間村、坂井村、安納村、國

上村、現和村の五ヶ村に及ぶ。百姓は五名、足軽・郷士の者は二週間の寺入、百姓は科炭（自ら炭を製して罪を購う。これを科炭という）各々、三包を納めさせた。

現和村庄司浦の某は、法を犯して大阪に商ったことで、その値を納め、旅行を禁ずること二年、同じく島間村の船主某は、國上村の浦田浦より水手一人及び島間村より二人を雇い、禁を犯して大阪へ交易したが、船主へは旅行を禁ずること四年、水手一人は旅行を禁ずること五年、及び商った莪迷はその値を納め、あと二人は各々錢五百文の罰金が科せられた。

- 文化十年（1813）正月廿二日莪迷を買った笹川弥五右衛門は罰錢五百貫文。法を犯して密かに莪迷を売った現和村の休右衛門は科炭三俵、茂平太・伝七は各々二俵、幾七は一俵を納める。

莪迷のみでなく、禁じているところの牛皮を商ったとして、現和村庄司浦の新蔵、罰錢五百文。

同じく現和村近政の藤右衛門、科炭二俵の事例がある。現和村庄屋・横目は、牛皮商売を禁ずることの令を村中に伝えること嚴重でなかったとして、お叱りを受ける。

- 文化十年（1813）十一月、莪迷・茯苓・海人草を乗せて瀬戸内に赴こうとする者あり、水手数名の罰金。又法令厳ならずとして、家老時任丈左衛門・種子島五郎左衛門、銀各々四匁の科料に処せられた。横目・船方役人にも各々罰錢が科せられる。

三 海 難 事 故

種子島家譜中より、主要な事故の四例を上げ、当時の種子島氏の家難事故対処の実態を見てみたい。

- ① 寛政四年六月十九日の種子島家台所船の日州外浦水島での難破。これは莪迷を載せて大阪に向かう途中での出来事。
- ② 翌年、七月二日 唐船（船長は寧波の陳西山、水稍総計八十人）莪永村竹崎浦に漂到。家老上妻七兵衛、横目野間村治兵衛、船奉行種子島五郎左衛門以下の諸有司、竹崎に赴いて、人質二人を我が船に乗せ、赤尾木に曳航するために風を待つところに、俄かに風雨。唐人恣に引き綱を解き、帆を揚げ西に向かって去った。人質の唐人らをつれ、むなしく府下に帰るといふ事件。
- ③ 文化五年十一月十九日 増田村の洋への漂到。家老、物奉行、横目二人、船奉行、筆談者、訳者が増田に到り、唐船は岸部に引き寄せた。書簡を以ての唐人よりの報告によれば、大清国江南直隸通州の船戸姚元慶、本船共に十六名、上海県を十月廿一日出発、廿二日呉粉港出帆。十一月十九日薩摩領内大隅種子島増田村の洋に漂着。本船幸いに平安。山川への牽送を望む。積荷は小木・大小の甕、書籍・砒霜・莞青・石等。禁制の毒薬・軍器等もなく、又天主教・南蛮入廟の人を便乗させていないとのこと
この唐船は増田村岩屋口を発し、川脇に到り、現和庄司浦經由國上村浦田の津着、十二月十六日、小舟六艘及び警護人、訳者、足軽を以て、山川に牽送し、麩府の官吏に引き渡す。
- ④ 文化五年十一月二十日 唐船、莪永村竹崎の洋に漂来。家老、物奉行、横目、船奉行、筆談、訳者、竹崎に到り、唐船を岸辺に引き寄せさせた。唐人、文書を以ての報告。

「大清国船主は陶増茂は便乗していない。乗船の者十七名、本船は江南省江府海県に於いて、布・紙等の貨物を載せて、山東〇州に運送して交易。西北西の風のため漂到。十九日種子島竹崎の洋に投錨。山川への牽送を望んだ。国法に従い処置して戴きたいというものであった。

十一月廿四日小舟数艘を以て、牽引し、住吉浦經由、赤尾木浦に滞留。

十二月十一日小舟八艘を以て、曳航。山川に送った。警護人、医師（唐人病む）、訳者、足軽を以て護送。麩府の官吏に託して帰る。

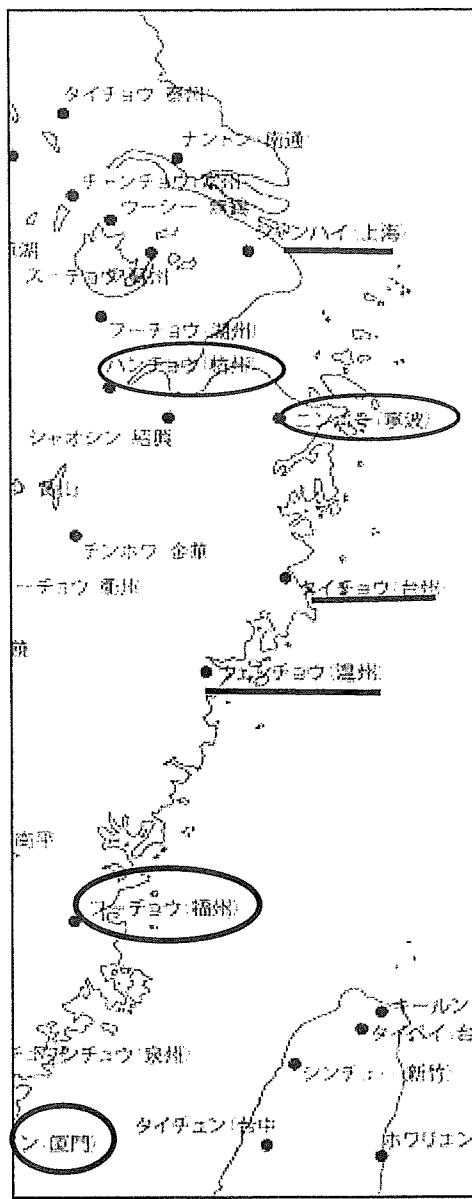
二 古代からの漂着船・難破船の状況

南からの流入の例

- ① 天平 6年 (734) 入唐大使多治比真人広成 多禰嶋に到着
- ② 天平勝宝 6年 (745) 吉備真備の船、屋久島に漂着
- ③ 同上 (745) 鑑真和上の船、屋久島に漂着

(この間、12代忠時(応仁2年~天文5年)の頃、池田黒山尻城焼失により什器・古記録存在せず)

- ④ 天文 8年 (1539) 唐船、国上村湊に漂来。
- ⑤ 9年 (1540) 唐船、竹崎の浦に漂着
- ⑥ 天文 12年 (1543) 南蛮船西ノ村浦に漂着
- ⑦ 元和 元年 (1619) 唐船漂着
- ⑧ 寛永 16年 (1639) 唐船、住吉浦に漂着
- ⑨ 寛永 17年 (1640) 唐船、熊野浦に漂着
- ⑩ 寛永 18年 (1641) 唐船、荃永に漂着
- ⑪ 正保 元年 (1644) 唐船、浜田浦に漂着
- ⑫ 承応 3年 (1654) 帰唐船、国上村小浜に難破
- ⑬ 貞享 4年 (1687) 唐船、荃永村竹崎の沖に漂着
- ⑭ 元禄 3年 (1690) 琉球八重山の船、国上村田尻に難破
- ⑮ 元禄 3年 (1694) 唐船、馬毛島に漂着
- ⑯ 元禄 12年 (1699) 唐船、中山の沖に漂着
- ⑰ 宝永 5年 (1708) 唐船、漂着
- ⑱ 宝永 7年 (1710) 唐船、大崎の浦に漂着
- ⑲ 享保 17年 (1732) 唐船、納官村の浜津脇に漂流
- ⑳ 同年 (1732) 琉球人、中之村前浜に漂着
- ㉑ 同年 (1732) 唐船、油久村苦浜に漂着
- ㉒ 寛保 3年 (1743) 唐船、住吉に漂着
- ㉓ 寛保 3年 (1743) 唐船、南京浙江省の船、屋久島に漂来
- ㉔ 安永 2年 (1773) 唐船(福建省厦門)の船、熊野洋に漂到
- ㉕ 天明 7年 (1787) 唐船(南京唐山)赤尾木港に漂到
- ㉖ 寛政 5年 (1793) 唐船(寧波)、竹崎浦に漂着
- ㉗ 同年 (1793) 唐船(江南省)、増田浦の洋に漂来
- ㉘ 同年 (1793) 唐船(江南省)、荃永村竹崎に漂着
- ㉙ 文政 7年 (1824) 大崎の洋に異国船来る。異国船退去
- ㉚ 12年 (1829) 竹崎浦に異国船錨を降ろす。水、薪、甘藷を与える。
- ㉛ 天保 10年 (1839) 異国船、門倉崎於屋瀬にて破船、沈没
- ㉜ 弘化 2年 (1845) 異国船、西ノ村に漂着
- ㉝ 嘉永 4年 (1851) 異国船、赤尾木の沖を南へ去る

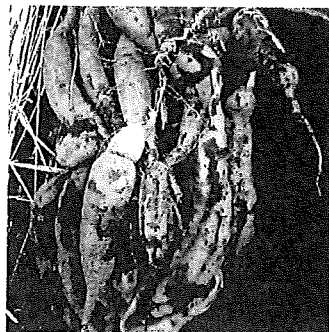
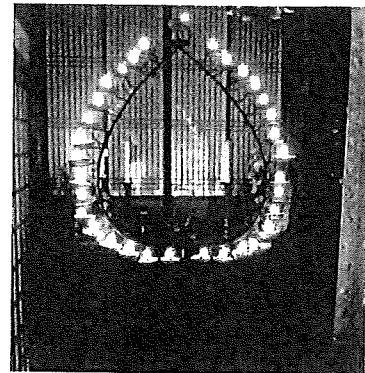
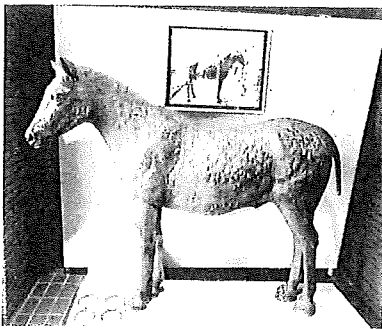
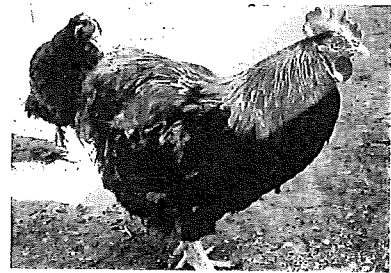
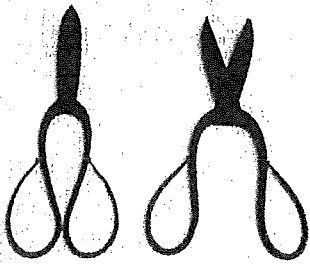
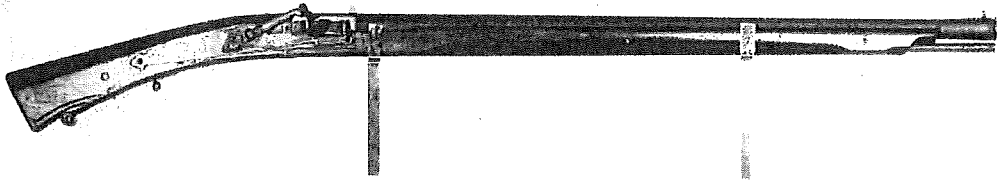


種子島家譜に漂着船の全ての出自が明らかに記載されてる訳でない。福建省、寧波、杭州などはよく散見される。

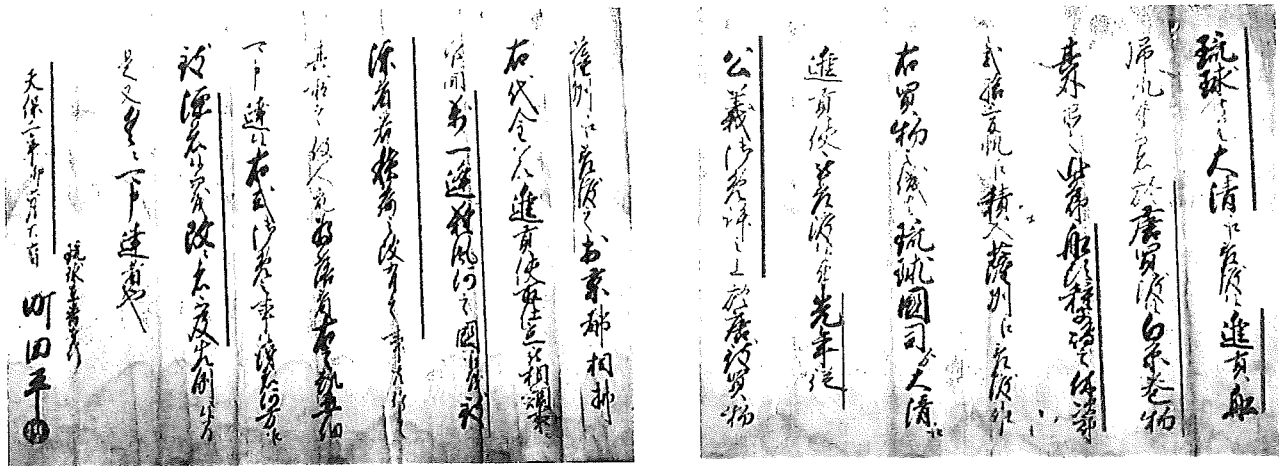
○ 囲いの箇所が良く散見される場所

- ③4 安政 元年（1854） 異国船、国上村の浦田の洋を過る
- ③5 同年（1854） 異国船、荃永村の東に錨を降ろす。西之村と竹崎に上陸。（天測）
- ③6 2年（1855） 異国船、住吉浦に錨を降ろし、五人上陸、（天測）
- ③7 6年（1859） アメリカ船、能野沖に錨を降ろす。六眼鏡・山羊を伝える
- ③8 万延 元年（1860） 異国船、立山の屋楠の洋に降錨。夷人20人上陸、諸を食し、去る。
- ③9 文久 元年（1861） 異国の火輪船一隻、浦田より赤尾木港に来る。
- ④0 明治 18年（1885） カシミア号(米国船)漂着
- ④1 明治 27年（1894） ドラムエルタン号(英国船)漂着

三 主要な漂着文化



四 琉球国より中国への進貢使節船に種子島の休次郎船が登場している (村松文書)



琉球より大清江差渡候進貢船

帰帆二付而者於唐買渡候白糸巻物

其外品々此節船頭種子島の休次郎

式拾三反帆江積入薩州江差渡候

右買物之儀者琉球国司方大清江

進貢使被差渡候二付先年從

公義御免許之上於唐致買

薩州江差渡之於京都相拂

右代金を以進貢使取仕立被相調事二

候間萬一逢難風何之國江茂致

漂着若積荷之改有之事共候之

其所之役人衆為落着右之趣委細

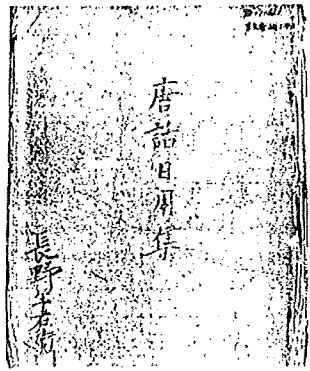
可申達候右式御免之事候得者何方江

致漂着候而茂改二者不及先例二候間

是又疊々可申達者也

琉球在番奉行

天保二年卯六月廿六日 町田平 印判



良い天気でござる

好 天気

ハウ テンキイ

焼酎アあがれ

請 焼 酎

ツイ ン シャウ ツイウ

船中何程之人数か

一 船 上 有 多 少 人

ジエン ジャン イウ トウ シャウ ジン

船中病人があるか ないか

船 上 病 人 有 歿 有

ジエン ジャンビンジン イウ モイウ

この地方ハ日本内薩摩の領内種子島

這地方 日本裡 頭薩摩界内 種子島

チエハダイハンジンペンリデウサモウキヤイヌイチヨントウタラ

せんどふせいめいハ何か

船 主 姓 什 ○ 名 什 ○

ジエン チイスイン シ モミンシモ

メシ 今日ハ雨が降る

飯 今日 下 雨

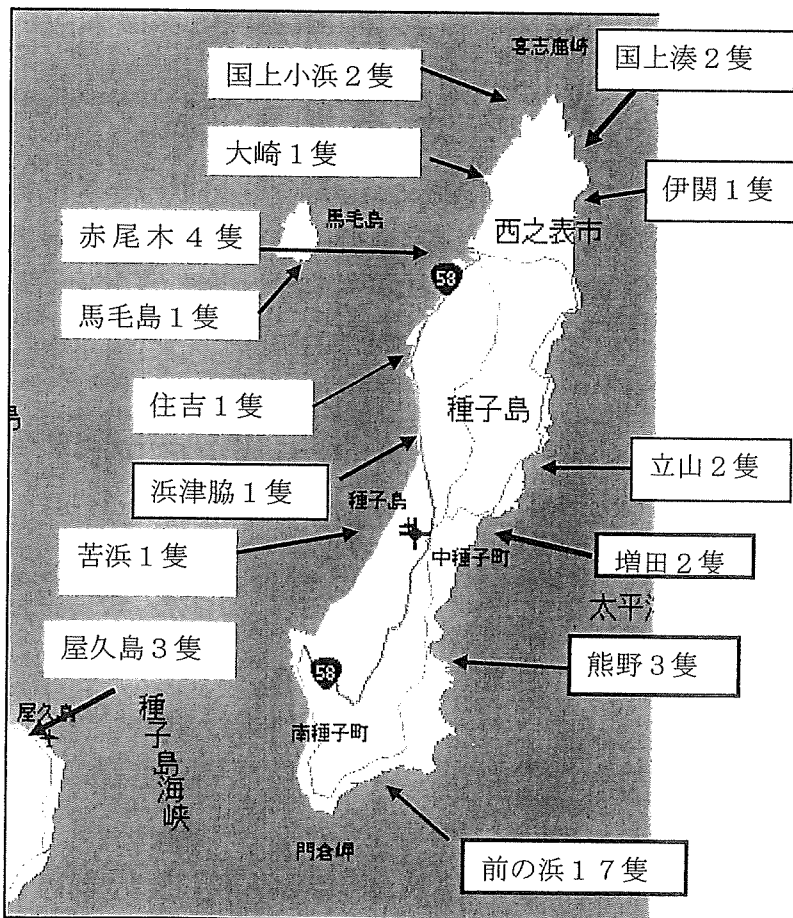
ワン キンジ ヒヤイ○

五 安城庄屋文書より「唐話日用集」

六 漂着船の警固の例

- 1 安永二年（一七七三）唐船（福建省廈門）乗組員六十七人熊野浦に漂到。五十余艘で赤尾木浦へ入れる。飛船で山川へ告げ、小船二十艘で護送する。
- 2 文化五年（ ）十一月十九日 種子島増田村へ唐船漂到。役人ら増田に到る。書簡を以って、唐人より報告。「大清国江南の船。乗組員十一名、十月二十二日上海を出発、十一月六日洋に出て、大西北西の風を受けて、十一月十九日この地に到る。（凡そ一ヶ月）
積荷は小木、大小の甕、書籍、砒素、莞青、班猫、信石等。禁制の毒薬・軍器などもない。天主教南蛮入廟の人を乗せていない。
増田村～安城村川脇～現和村庄司浦～国上村浦田浦を経て、山川港へ。
小船六艘で四月廿四日山川官吏に火渡した。
- 3 文化五年十一月廿日 唐船、荃永村竹崎の洋に漂来。唐船を岸边に引き上げる。文書を以って報告あり。船主は便乗せず。乗組員十七名、布、紙類の貨物、西北西風で漂到。
山川への牽送を望む。国法により処置していただきたい。

七 種子島の漂着船と漂着地



まとめ

種子島家譜中には、上記のほかに、国内船の漂着・難破船も記録されており、江戸時代の種子島の役人はこれらの異国人や異文化に古くから接触しており、漂着船による文化を抜きにしては種子島の歴史・民俗は語れない。村人たちは漂着者たちの救護・水・薪・食料の調達など日常的なできごととして、対応していたと思われる。

江戸時代末期、異国船の出没が激しくなると、鎖国政策をとる徳川幕府は国内周辺の異国船の出没に神経をとがらせ、特に南九州の浦々の警備を厳重にし、即座の対応を義務づけた。村役人たちは、このことを早馬で赤尾木城へ伝え、更に狼煙・飛船によって薩摩藩（山川）へと伝えた。

種子島周辺には、その名残として、24ヶ所余の遠見番所、狼煙番所、番屋などの地名（字名）が今日、残っており、島全体が異国船の漂着地であったことがわかる。安城村庄屋長野家には中国語の会話集「唐話日用集」が残されている。